

文化財を活用した観光コンテンツ等の造成に係るコンサルティング等業務委託仕様書

1 業務名称

文化財を活用した観光コンテンツ等の造成に係るコンサルティング等業務

2 目的

本県には、多彩で魅力ある文化財が数多く存在しているが、人口減少、少子高齢化が進行する中で、文化財所有者等による保存・活用が困難になってきている。

このような中、文化財を次世代に確実に継承していくためには、地域が一体となって「稼げる文化財」を創出し、それらを観光等で積極的に活用して収益を得ながら、必要な時期に保存修理（整備）を行うという仕組みづくり（＝「持続可能な文化財」の創出）が必要であるため、県では、令和5年度から令和7年度にかけて、文化財所有者等に対し、専門的知識を有するコンサルティング会社による伴走支援等を実施し、6件のモデル事例を造成したところである。

この度、このモデル事例等を活かし、「持続可能な文化財」を県内各地に波及させる取組を展開することとし、文化財所有者等が行う、文化財を活用した観光コンテンツ等の造成に係るコンサルティングや、活用計画書等の作成に係る支援を実施する。

3 業務の概要

- (1) 文化財を活用した観光コンテンツ等の造成に係るコンサルティング業務
- (2) 活用計画書等の作成支援業務

4 業務の内容

- (1) 文化財を活用した観光コンテンツ等の造成に係るコンサルティング業務

① 応募内容に係る情報収集

- ・ 支援対象者の募集は県で行うこととし、県が設置する「審査選定委員会」において、5者を選定する。
- ・ 募集概要については、別紙（参考1）を参照のこと。
- ・ 委託事業者は、応募者に対して、ヒアリング（現地面接、電話等）による応募内容の確認等を行い、「審査選定委員会」において、その内容を報告し、専門的な見地から意見すること。

② 専門家の配置及びコンサルティング・磨き上げ

- ・ 支援対象者5者に対し、観光コンテンツ等の造成に向けた伴走支援を行うこと。
- ・ 各分野（別紙（参考2）を参照のこと）について、専門的な知見やノウハウを有し、具体的な指導・助言等を行うことができる専門家を配置し、選定案件に対するコンサルティング・磨き上げを実施すること。なお、より高度な指導・助言等が必要となる場合は、随時、外部の専門家に依頼することも可とする。
- ・ 本事業においては、原則として、コンテンツの立ち上げまでを支援することとするが、コンテンツの完成を目指すこと。（完成に至らない場合においても、体験会開催等の手法により、課題の洗い出しを行い、コンテンツの完成に向けた改善を指導・助言等すること。）

- ・ 専門家による現地協議や視察、オンラインミーティング（いずれも複数回を想定）の他、必要に応じて、地域の関係者を対象としたワークショップ等の開催も検討すること。
 - ・ コンサルティングでは、支援対象者の意向を踏まえ、複数の活用案を提案、検討すること。
 - ・ 磨き上げに当たって必要となる、環境整備経費やプロモーション経費等の2分の1について、県の補助金（上限300千円）が利用可能である旨を周知のこと。
 - ・ 上記業務について調整・統括するコーディネーターを配置し、毎月10日までに、前月分の取組状況を県に報告すること（令和9年3月分については、3月31日までに報告すること）。
- ③ モデル事業者見学会の開催
- ・ 県がこれまでの事業で造成したモデル事例の事業者の協力を得て、支援対象者の事業展開方向に合致する事例の見学会を随時実施すること。
 - ・ 見学会では、モデル事業者による相談会等を併せて実施すること。
 - ・ モデル事業者等の概要は以下のとおり。

所在地	活用文化財 【実施主体】	主な造成コンテンツ等
下関市	国登録「玉椿旅館」 【(有)玉椿旅館】	・館内ツアー ・女将と巡る川棚温泉街まち歩きツアー
萩市	国重文「菊屋家住宅」 【(公財)菊屋家住宅保存会】	・ナイトミュージアム&夜カフェ
萩市	国重文「熊谷家住宅」 【(公財)熊谷美術館】	・研修、講演会場としての整備 ・講師の紹介と体験コンテンツの整理
防府市	国重文「旧毛利家本邸」・国名勝「毛利氏庭園」 【(公財)毛利報公会】	・貸館としての整備 ・貸館の仕組みを利用した「アフタヌーンティー体験」
長門市	国重有民「赤崎神社楽棧敷」 【赤崎神社楽棧敷保存活用協議会】	・赤崎神社楽棧敷保存活用協議会の立ち上げ ・イベントの実施
柳井市	国重伝建地区「柳井の白壁の町並み」 【シークレットミュージアム実行委員会】	・シークレットミュージアム(アート鑑賞+謎解き)

(2) 活用計画書等の作成支援業務

- ① 活用計画書の作成支援
- ・ 支援対象者に対しては、活用計画書の作成、提出を求める予定であるが、専門的な知見を基に、作成支援を行うこと。
 - ・ 支援期間が短期間であることから、完全な形での計画作成は困難なことが想定されるが、次年度以降、支援対象者において、コンテンツを自走させることができるよう、今後の進め方や達成までの道筋を示した具体的な内容とすること。
- ② タリフの作成支援
- ・ 旅行会社等への商品提案に当たって必須となるコンテンツの自己紹介シートであるタリフについて、専門的な知見を基に、作成支援を行うこと。

※様式例は、次のURL（県文化振興課ホームページ）に掲載しているので参照すること。（<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/97/334822.html>）

5 スケジュール

委託業務のスケジュール（予定）は、以下のとおり。

時期	内容
令和8年5月中旬	支援対象者の公募開始 [県実施]
6月上旬	委託事業者選定・契約
6月中旬	支援対象者の公募締切
6月下旬～7月上旬	「審査選定委員会」の開催 → 支援対象者決定
7月中旬～	コンサルティング開始（～令和9年3月末）
8月～	活用計画書等の作成支援（～令和9年3月末）

※活用計画書等については、コンテンツ造成前に一旦作成した上で、コンサルティングによる改善等を経て、令和9年3月までに完成させることになる。

6 成果品

委託業務完了後、以下を提出すること。

- ・成果報告書（紙媒体2部及び電子データ）
- ・その他本業務により完成した成果品及び成果データ

※成果報告書には、実施した支援内容等について、その詳細を具体的に整理し示すこと。

7 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

8 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書による他、次の関係法令等を遵守して行う。

- (1) 山口県会計規則及び諸規則
- (2) 契約書
- (3) その他関係法令及び通達

9 秘密保持

- (1) 受託者は本業務の実施に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (2) 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 受託者は、文化振興課から提供された資料等を厳重に取扱うものとし、本業務の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

10 その他留意事項

- (1) 本業務に関する著作権その他の権利は、全て県に帰属する。
- (2) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (3) 受託者は業務全体の詳細な工程表を速やかに作成し、県と協議すること。
- (4) 業務の実施にあたり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。
- (5) 本仕様書に記載なき事項、疑義が生じた場合は、県と受託者で協議の上、定めるものとする。

参考1：支援対象者の募集について

支援対象者の募集概要は以下のとおりである。なお、現時点の案であり、詳細については今後変更となる可能性がある。

【対象事業】

文化財を活用したツアー、アクティビティ、体験、イベント等で、文化財所有者等による、今後の継続的な実施を前提とした新たな取組

(例：歴史的建造物での着付&抹茶体験、寺社仏閣での宿坊体験、城跡ハイキング、伝統芸能の体験会 等)

【対象文化財】

文化財保護法上規定されている文化財（指定、未指定不問）

【対象事業者】

文化財所有者・管理団体 等

【その他留意事項】

- ・ 支援対象者には、事業完了時に、「活用計画書」の提出を求めることになること。
- ・ 本事業で造成を支援するコンテンツについては、収益化が可能なものであれば、必ずしも「観光」分野に限定するものではないこと。
- ・ 本事業の趣旨は、将来的に、文化財所有者等自らによる継続的な収益コンテンツの運営を目指すものであり、県が主体となり、一過性の観光コンテンツを造成するものではないこと。
- ・ 支援に当たっては、原則として、市町文化財担当課や観光担当課等との連携を前提とすることになること。

参考2：コンサルティング内容（例）

【観光コンテンツ造成】

- ・ 最新の旅行市場動向や旅行者のニーズ等を踏まえた、文化財の付加価値を高める（高価格で販売する）ための企画、ブラッシュアップ、プロモーションの手法
- ・ 造成したコンテンツの適切な価格設定 等

【文化財】 ※県文化財専門員又は県、市の文化財保護審議会委員を想定

- ・ 文化財の活用に際しての指導・助言（活用に際しての文化財への影響、許認可の必要性等）

【経営】 ※経営コンサルタントや公認会計士等、案件に応じて選定

- ・ 経営戦略方針や収支計画の策定に当たっての指導